

令和6年開催

クレーン運転業務の特別教育

主催 一般社団法人燕西蒲労災防止協会

クレーン等安全規則第21条第1項の規定では、「事業者は、つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別教育を行わなければならない。」としています。

つきましては、床上で運転し、かつ荷とともに移動する方式のクレーン（5トン未満）の運転業務の特別教育を下記により実施いたしますので、受講下さいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和6年11月6日(水)～7日(木)
2. 場 所 産業安全衛生会館（燕市） 2階ホール及び1階実技研修室
3. 定 員 30名（定員になり次第、締切りとさせていただきます。）
4. 受 講 料 会 員 9,500円(内訳：受講料7,022円、テキスト代1,615円、消費税863円)
非会員 10,500円(内訳：受講料7,931円、テキスト代1,615円、消費税954円)
※インボイス登録番号 T9-1100-0500-6196

5. 申込方法

- ①申込み状況を電話で確認の上、仮申込み（会社名・受講人数等）をしてください。
- ②本申込みは、受講日の1ヶ月前までにFAX又は郵送にてお申込みください。また、受講料も1ヶ月前までに振込みを完了し、振込書の写しも併せて送付願います。
※受講日の1か月前までに手続きが完了していない場合は、仮申込みは取消となります。
受講料は直接持参又は下記にお振込みください。（振込手数料はご負担ください。）
第四北越銀行燕支店（当座）No. 100385 （一社）燕西蒲労災防止協会
- ③受講日の約2週間前に受講票を送付します。

6. その他

- ①携行品は筆記用具・受講票（テキストは当日お渡しします。）
- ②2日目の実技は、作業衣、安全靴とし、軍手をご持参ください。
※ヘルメットは当協会が用意（マイヘルメット希望の場合は、ご持参ください。）
- ③全課程を修了した方には、修了証を交付します。
- ④受講取消しの場合
開催日5日以前・・・事務手数料1,000円及び返金振込手数料を差し引いて返金いたします。
開催日～4日以内・・・原則として返金しません。

7. 申 込 先

一般社団法人燕西蒲労災防止協会
〒959-1289 燕市東太田6857
TEL 0256-63-5515 FAX 0256-63-5208

8. 日 程 表

第1日

8:25～8:55	受 付	
8:55～9:00	オリエンテーション	
9:00～12:00	クレーンに関する知識	種類及び型式、主要構造部分、作業装置、安全装置、ブレーキ機能、取扱方法
13:00～16:00	電動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識、電動機、開閉器、コントローラ等電気を通ずる機械器具、電路の点検及び補修、感電による危険性
16:00～16:30	「ホイスト式クレーンの安全操作」ビデオ	

第2日

8:30～9:00	受 付		
9:00～10:00	関 係 法 令	労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則中の関係条項	
10:00～12:00	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント)重心、荷重、ワイヤーロープ、フック及びつり具の強さワイヤーロープの掛け方と荷重との関係	
13:00～17:00	実 技	クレーンの運転	重量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷の卸し
		クレーンの運転のための合図	合図の方法